

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇内水面漁場管理委告示 漁業法による公聴会の開催

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

昭和五十八年八月二十六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

一 開催日時及び場所

日	時	場 所
昭和五十八年八月三十一日	午後一時から	倉吉市山根五四三―一 倉吉シティホテル

二 案件

内水面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び共同漁業の関係地区の事前決定について

三 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年齢、職業及び発言内容の要旨を記載した書面を昭和五十八年八月二十九日まで鳥取県内水面漁場管理委員会へ提出すること。